

第2章 分野別方針

2-1 土地利用に関する方針

《目標》

業務・商業等の都心機能や港湾・物流機能が高まり、海・港・歴史的資源と一体となった市街地の多様な魅力を区民も来街者も満喫できるまち

《背景》

◇「土地利用」とは、建物の建設を伴わない土地を含め、その土地の使われ方を示したものです。

(1) 住居系土地利用

都心部では交通利便性が高いため集合住宅の立地が増加するなど、都心居住へのニーズの増加傾向が見られます。一方で、丘陵地などでは老朽化した木造住宅が多く、人口減少や高齢化が進み、一部の地域では空き家の増加が目立ち始めています。こうした地域では、災害時の建物の倒壊や延焼、狭あい道路が多いことにより、避難経路の確保や緊急車両の通行が困難になるなどの課題があります。

(2) 業務・商業系土地利用

都心部では、業務・商業施設のほか集合住宅の立地が増加し、土地利用の混在化が進んでいます。また、幹線道路沿道や鉄道駅周辺の地域密着型の商店街の一部では、業務・商業施設と住宅の混在化が進んでいます。

(3) 産業系土地利用

臨海部には、港湾・物流に関する運輸・倉庫や工業施設が集積しています。国際競争力を高めるため、コンテナ船の大型化への対応など、ふ頭の増設を含め近年の船舶形態にも対応した港湾・物流機能の強化の継続が必要です。

(4) 大規模土地利用

新市庁舎が移転整備される北仲通地区や市庁舎の移転に伴う跡地等では、周辺の活性化も含めた一体的なまちづくりが進んでいます。また、山下ふ頭では、倉庫等が操業しているため、物流機能に支障が生じないように倉庫等の移転を進め、都心臨海部における新たなにぎわい拠点の形成に向け、取組を進めています。米軍根岸住宅地区は返還の方針が、平成16(2004)年10月に日米合同委員会において合意されています。その後、平成30(2018)年11月には日米合同委員会において、新たに根岸住宅地区の共同使用及び返還についての方針が承認されましたが、返還時期は未定です。

(5) 公園・緑地

都心部の公園・緑地等は、都市空間における貴重なオープンスペースであり、多くの区民や来街者をひきつけ、都市のにぎわいや活力を生み出す魅力的な空間となっています。丘陵地の公園などは、都市に潤いをもたらす市民の憩いの場となっており、市街地に特徴的に残る斜面緑地は魅力ある景観を形成しています。

《方針》

(1) 低層住居系土地利用

戸建て住宅を中心とした良好な住環境を担保する土地利用とします。狭あい道路の拡幅、建物の不燃化や耐震化などに取り組み、良好な環境の維持と災害への対応を進めます。

(2) 中層住居系土地利用

戸建て住宅や集合住宅などを中心とした土地利用とします。狭あい道路の拡幅、建物の不燃化や耐震化などに取り組み、良好な環境と生活利便の維持、向上を図ります。

(3) 沿道市街地系土地利用

業務・商業施設や中高層の集合住宅などを中心とした土地利用とします。業務・商業機能と居住機能の共存と調和を図り、良好な環境と生活利便性の高いまちづくりを目指します。

(4) 業務・商業系土地利用

業務・商業施設や公共・公益施設などを中心とした土地利用とします。建物の高度利用を進め、業務・商業施設を誘導し、都心機能の充実を図るとともに、周辺居住者等の生活を支える都市サービス機能の充実を図ります。特に関内地区においては、低層部のにぎわいの連続性を保ちながら、都心にふさわしい居住機能の導入も視野に入れた、魅力あるまちづくりを目指します。

(5) 工業・流通業務系土地利用

港湾関連施設や工業・物流関連施設の集積する土地利用とします。ふ頭の増設など、国際競争力のある港の実現に向け港湾・物流機能の強化を進めます。また、既存工場の機能更新や高度化を助成制度等により促進します。

(6) 土地利用転換地区

周辺地域との調和を図りつつ、地域の発展に資する新たな土地利用を行う地区とします。都心臨海部では新たなにぎわいの拠点形成等を図ります。

(7) 大規模施設地区（米軍施設）

「米軍施設返還跡地利用指針」及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等を踏まえ、土地所有者等と必要な機能の導入を含め跡地利用の検討を進めます。

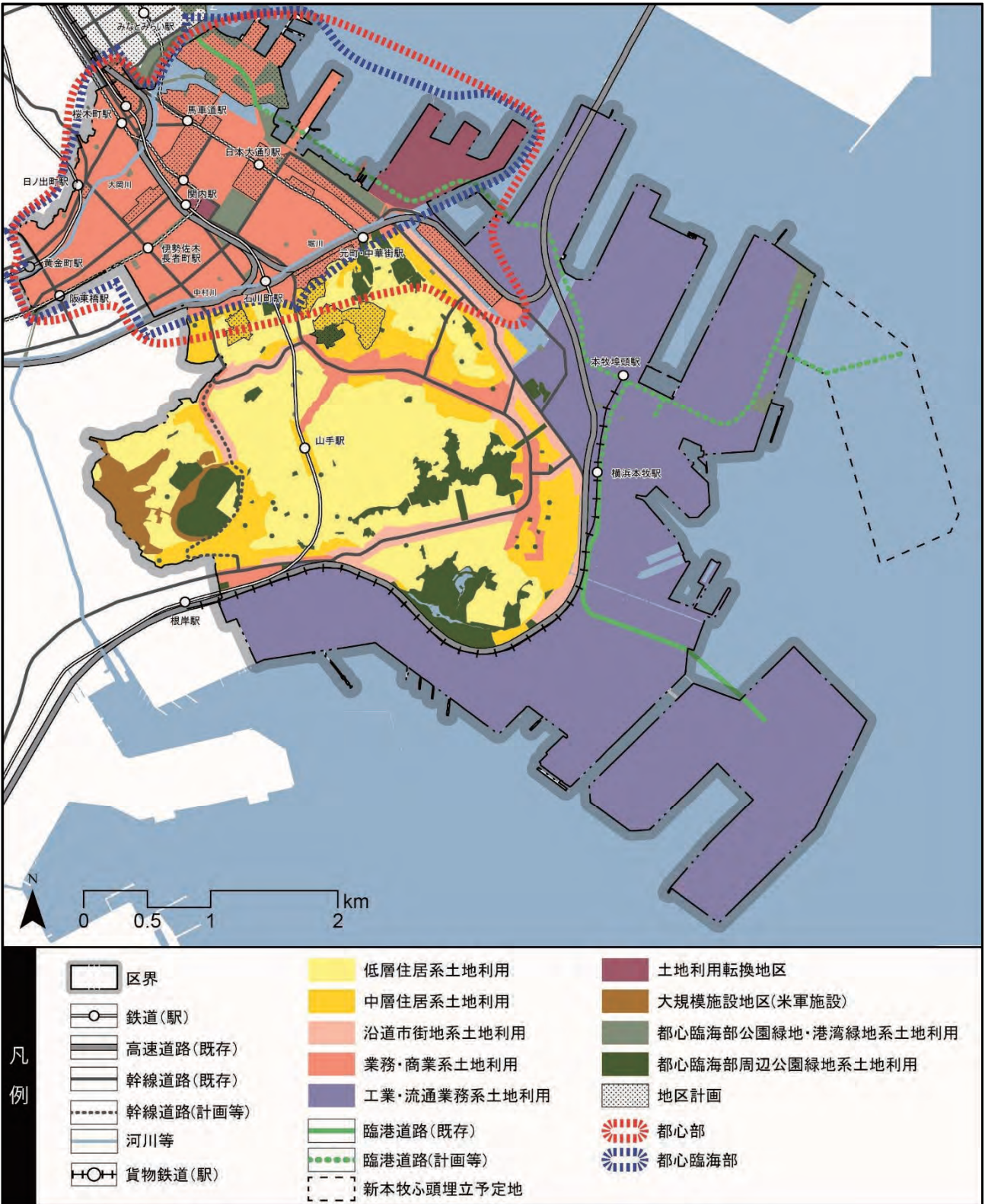
(8) 都心臨海部公園緑地・港湾緑地系土地利用

水際の緑地・公園・オープンスペースは臨海部の大きな魅力であるため、貴重な地域資源として維持・保全を図ります。また、更なる都心部の魅力の創出に向けて、利活用を図ります。

(9) 都心臨海部周辺公園緑地系土地利用

都市における貴重な緑として、維持・保全を図ります。また、丘陵地に多く分布する斜面緑地など地域の特性を生かした潤いのある景観を形成します。

図 2-1 土地利用の方針図



第2章

2-2 生活環境に関する方針

《目標》

誰もが安心して住み続けられる快適な環境のあるまち

《背景》

- ◇中区の高齢化率は上昇を続けており、障害者の割合も高い状況にあります。また、単独世帯の割合が42.9パーセントであり市平均の35.7パーセントと比較して高いのが特徴で、特に65歳以上の高齢者の単独世帯数は平成7(1995)年から20年間で約3倍に増加しています。
- ◇中区は外国人の人口割合が11パーセント以上と高い状況であり、外国人が地域コミュニティとつながり共に暮らすための環境を整えることが必要です。そのため、互いの文化・慣習や考え方を理解し合い、サポートする取組が必要です。
- ◇子育て世代や若者にも生活地として選ばれ続け、持続可能なまちづくりを進めるため、子どもや青少年が安全・快適に成長できる環境づくりが必要です。

《方針1》誰もが安心して暮らせるまちづくり

- 中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」に基づき、国籍年齢等を問わず、中区に住む人・働く人、全ての人がお互いに支え合い助け合いながら、「誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるようなまちづくり」を目指します。
- 道路や鉄道駅、バス停などの公共交通機関のユニバーサルデザイン化を重点的かつ一体的に進めるとともに、市民利用施設、民間の集客施設などのユニバーサルデザイン化を促進します。
- 防犯対策の取組、防災及び減災に向けた自助・共助の推進並びに「あんしんカラーベルト」の設置や高齢者向け交通安全教室などの交通安全運動の取組について、自治会町内会、商店街、学校、警察等と連携し、安全・安心なまちづくりを進めます。

《方針2》多文化共生のまちづくり

- 多様な文化や価値観の違いを認め合って尊重し、言葉や文化の違いによる不利益が生じず、誰もが地域社会の一員として活躍でき、暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます。
- 出身地やルーツにかかわらず、中区に暮らす全ての人を「みんなヨコハマ中区人」としてこの中区の多文化共生のビジョンを浸透させ、区の強みとして区内外に発信します。
- 外国人市民の生活支援、学習支援及び国際交流の拠点として、「なか国際交流ラウンジ」を活用します。
- 区内の小中学校等に対し、日本語支援拠点施設「ひまわり」等の活用を促すなど、外国籍等児童生徒の早期適応を支援します。
- 区役所や各種行政機関の窓口では、やさしい日本語や多言語によるサービスを進めます。
- 訪日外国人旅行者等の増加に対応するため、案内サインの多言語化やFree Wi-Fi環境の整備等を促進します。

《方針3》 高齢者及び障害者が暮らしやすい環境づくり

- 令和7（2025）年を目途に、地域包括ケアシステムを構築し、住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる環境づくりに取り組みます。
- 住宅のバリアフリー化の支援、室内温度差の少ない住宅の普及、高齢者向け住宅や障害者向け住宅の供給などを進め、高齢者や障害者が安心して元気に生活できる環境づくりを進めます。
- 老人福祉施設、障害者支援施設等について、施設整備とともに各施設の活用及び機能強化を進めます。また、福祉医療と介護のサービスを充実させることにより、住み慣れた地域での生活を支える環境づくりを進めます。
- 健康寿命の延伸を図るため、介護予防の普及啓発、健康みちづくり推進事業による楽しみながら健康づくりに取り組める歩行者空間の整備や、外出しやすい環境づくり、地域の実情に合わせて健康遊具を設置した公園等の整備を促進します。
- 良好な住環境の維持・向上とともに、生活利便性や交通利便性の状況等を踏まえ、身近な場所での商業・サービス機能の充実に取り組みます。
- 障害者やその家族のみならず、一人ひとりの課題を地域の課題として地域全体で捉え、課題解決に向けて取り組むため、支援体制の強化やネットワークづくりを進めます。

《方針4》 子育てしやすい環境づくり

- 子育て世代が暮らしやすい住宅の供給を進めるとともに、保育施設の整備・拡充などの環境整備を進めます。また、子育ての負担感や不安感を軽減するため、子育ての先輩や、幼稚園等の子育て支援施設、空き店舗など、地域の資源を活用した親子の相談・交流の場の充実など、区民同士、地域ぐるみの子育て支援を充実します。
- 児童や青少年が身近で安心して活動できる場、身近な自然とふれあう場として、公園や広場などの整備を進めます。

《コラム1》 中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！（第3期：平成28～令和2年度）」

中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！（第3期：平成28～令和2年度）」は、地域の人々がお互いに支え合い助け合いながら、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるようなまちづくりを目指して、中区に住む人・働く人、全ての人が協力しながら進めていく計画です。区全域計画と13の地区別計画で構成されています。

また、「地域の見守り・支え合いの仕組みづくり」及び「中区民の健康づくり」を2本の柱（重点取組課題）として設定し、計画を推進しています。



《コラム2》 寿地区の取組

寿地区は、中区寿町を含む約0.06平方キロメートルの範囲に120軒以上の簡易宿泊所が密集している地区で、現在、約5,700人が宿泊しています。最盛期には8,000人以上の労働者たちでにぎわいましたが、昭和48(1973)年のオイルショックを経て、労働市場としての機能を急速に失っていくこととなります。昭和60年代以降、一時的に外国人労働者が増加しましたが、平成不況や地域住民の高齢化が進む中で、就労機会を得られる人は激減し、生活保護を受給する人が平成4(1992)年以降年々増加しています。全国や横浜市と比較して、寿地区の高齢化率は高い状況となっており、寿地区は、かつての「労働者のまち」から「福祉ニーズの高いまち」へと変貌を遂げています。

少子化は進んでいるものの、地区内には保育園・学童保育・青少年広場があることから、昼間の児童人口は高く、鯉のぼり大会や運動会などを通して交流が図られています。また、四季を感じる行事も多くあり、まちの活性化にもつながっています。

このほか、中消防署や伊勢佐木警察署、地域団体などの協力のもと「防災パレード」を開催したり、地域防災拠点運営委員会による地域全体での「防災訓練」を行うなど、地域が一丸となって防災啓発に取り組んでいます。

また、道路への不法投棄及び不法占用対策やインフラの老朽化が大きな課題でしたが、中土木事務所を中心に、地域・警察・事業者が連携して一体となり、平成23(2011)年度から対策及び各種工事を進めています。

さらに、寿町総合労働福祉会館は、寿地区において福祉施設等と市営住宅を包含した総合的施設であり、地域住民の生活環境及び福祉の向上等に重要な役割を果たしていましたが、耐震対策として再整備が行われ「横浜市寿町健康福祉交流センター」として令和元(2019)年6月に開所しました。



「七夕まつり」の様子

《コラム3》 中区障害者支援拠点「みはらしポンテ」

「みはらしポンテ」は、知的障害や身体障害、精神障害のある方々の暮らしや活動を支援する「地域活動ホーム」及び「生活支援センター」が一体となった中区障害者支援拠点として平成25(2013)年3月にオープンした施設です。

生活支援センターは、地域で暮らす精神障害のある方の社会復帰や、自立、社会参加を促進するため、日常生活の相談や情報の提供を行うほか、食事サービス、入浴サービス、洗濯サービスの提供および自主事業や地域交流事業などを行っています。

障害者地域活動ホームとは、地域で暮らす障害のある方とその家族を支援する拠点施設として位置付けられた横浜市独自の施設です。サービスとして、日中活動事業、生活支援事業及び相談支援事業などを実施しています。生活支援事業には、一時ケア・ショートステイ・余暇活動支援・おもちゃ文庫があります。



「みはらしポンテ」の外観

《コラム4》 JR関内駅北口に障害者の就労啓発施設をオープン！

障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で当たり前のように生活していける共生社会の実現に向けた取組の一つとして、JR関内駅北口高架下に障害者が就労する施設を令和2（2020）年に設置します。

ここは、平成4（1992）年から障害のある方と市民が触れ合う場として長年親しまれてきた「ふれあいショップ」の第1号店があった場所です。

この度、障害のある方の雇用の場・就労啓発を行う場として新たに生まれ変わります。

同施設では障害者を雇用し、障害者施設の製品等を販売するほか、地域や関係機関と連携して、市民・企業等への障害理解を促進する普及啓発活動を行います。



障害者の就労啓発施設イメージ

《コラム5》 外国につながる若者の居場所「Rainbow(レインボー)スペース」

外国人市民への様々な情報提供や地域の多文化共生を推進している「なか国際交流ラウンジ」では、外国につながる若者のための居場所として「Rainbow スペース」を運営しています。

居場所の運営は、これらの若者たちを主体とした運営委員会「にじいろ探険隊」が中心となり、同じような経験や悩みを持つ若者に将来の可能性を広げてもらうために、自分たちの成長を紹介する表現活動や取組を行っています。

また、「Rainbow スペース」の中では若者に対して学習や生活・進路相談等の支援を行うほか、若者たちの複言語文化の強みを生かして、地域のイベント等で通訳・翻訳等のボランティアとして活躍・貢献するための人材育成を行っています。



Rainbow スペースでの活動の様子

《コラム6》 中区多文化共生推進アクションプランにおけるビジョン及び行動計画の柱

(平成29(2017)年6月公表)

ビジョン

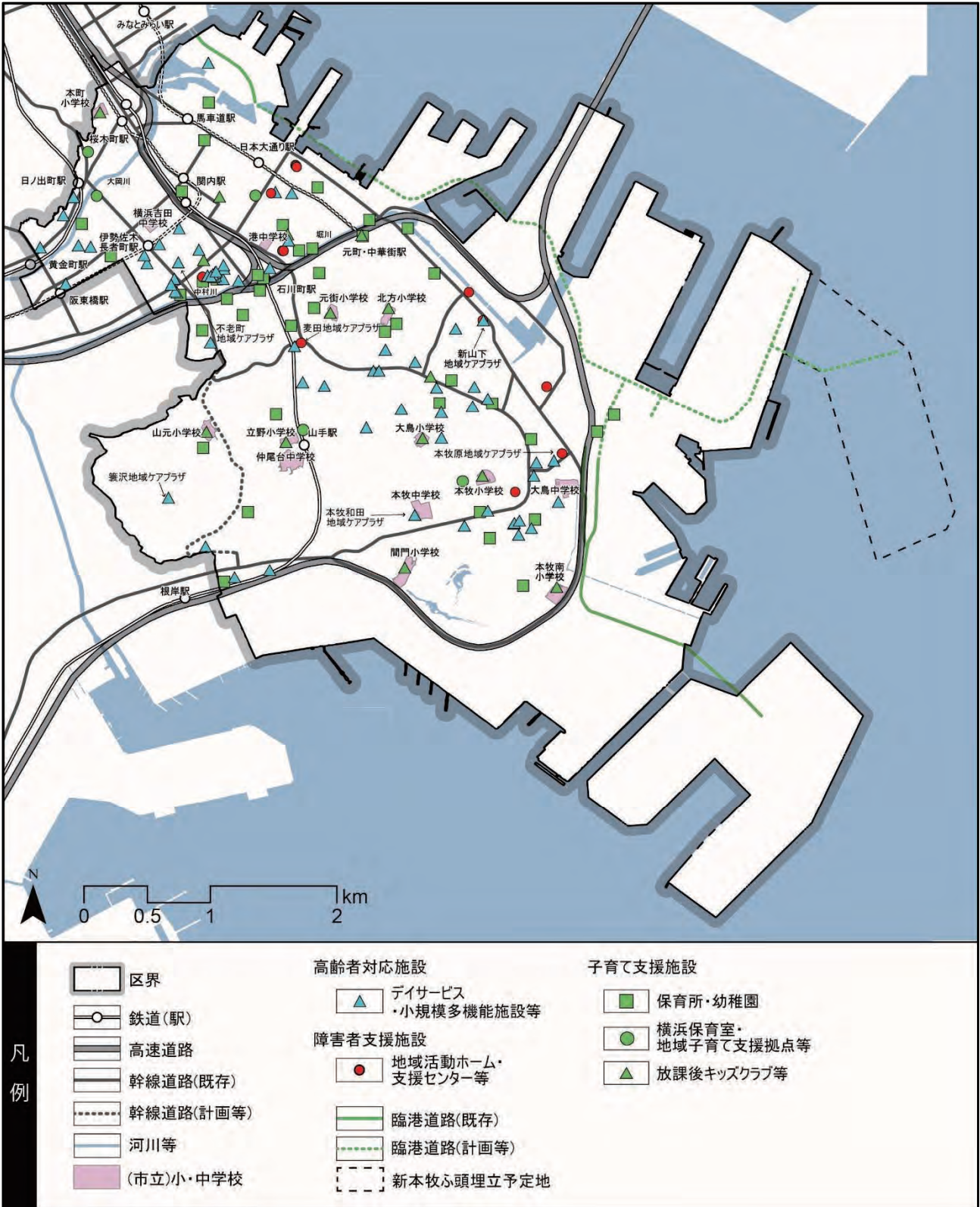
「みんなヨコハマ中区人」

出身地やルーツがどこにあっても、みんな中区に暮らすヨコハマ中区人です。異なる人たちが混ざり合い共に暮らすことで中区をより豊かな社会とし、一人ひとりが大切にされていると感じながら暮らしていけるまちを目指します！

行動計画の柱

- ★ 多文化バリアフリー（言葉や文化の違いによる不利益が生じず、誰もが暮らしやすいまち）
～言葉や文化の違いからくる制度理解不足による不利益が生じないようにし、誰もが平等に行政サービスを受けられるようにします。
- ★ 尊重（違いを認め合い尊重するまち）
～文化や価値観に違いがあっても、その違いを認め合い、尊重することが大切です。そのために、お互いを知ることから始めます。
- ★ 社会参加（誰もが地域の一員として社会に参加できるようサポートし、活躍の機会を創出できるまち）
～外国人はサポートを受けるだけの存在ではなく、力を発揮し地域の活力となり得ます。中区はそのための仕組みづくりを行います。

図 2-2 高齢者・障害者・子育て関連施設分布図



出典：中区区民生活マップ（平成 31（2019）年 4 月 1 日現在）を基に作成

2-3 コミュニティに関する方針

《目標》

区民や事業者の地域活動への参加促進、地域と事業者の交流・連携、区民の活動の場づくりが進み、人々がつながり活気あるまち

《背景》

- ◇他の政令指定都市に比べ、横浜市の自治会町内会加入率は比較的高いですが、中区は18区の中では2番目に低い状況です。
- ◇自治会町内会活動の担い手の確保が容易でないという声が、自治会町内会から寄せられており、地域活動の担い手を増やすことを目指した「人と人がつながる環境づくり」が必要とされています。
- ◇地域活動を進めるにあたっては、活動拠点の整備や充実、活動を支援する仕組み等が必要です。
- ◇放置自転車やごみの不法投棄など様々な地域課題があるため、行政・事業者・NPO・警察署等の多様な主体による課題の解決に向けた協働の取組が必要です。

《方針1》人と人がつながる環境づくり

(1) 交流の機会の創出

- 地域のつながりを促進するため、自治会町内会への加入促進に地域と区役所が連携して取り組み、地域の担い手の確保を目指します。
- 区民の地域活動等への参加や協力の働きかけを促進し、地域中での交流や支え合いを進めます。また、区民だけでなく、来街者・事業者等の地域活動への参加促進を通じ、協力し合う体制づくりを進めます。
- 外国人も含めた多様な人々が力を発揮し地域の活力となるよう、地域コミュニティへの参加に向けた環境づくりを進めます。

(2) 交流の場づくり

- 住民同士の顔の見える関係に支えられたまちづくりの支援を目的として、既存施設の有効な利活用を含め、地区センターやコミュニティハウス、地域ケアプラザなど、区民による地域活動や文化活動等の拠点の充実を図ります。また、子どもや高齢者、障害者など誰もが利用しやすい環境を整備します。
- 新たな土地利用などの機会を捉え、身近な公園等の整備を進めるほか、公園等を地域活動や文化活動等の拠点として積極的に活用します。
- 空き家、空き店舗などのストックを地域で利用しやすくする仕組みづくりなどに取り組み、身近な生涯学習や地域活動、交流の場づくりを進めます。

《方針2》 地域活動を支援する情報発信の充実

(1) 市民利用施設における情報発信の充実

- 区内の市民利用施設において、地域活動を支える様々な情報を発信できる窓口機能の充実を図ります。

(2) 誰もが情報を得られるような情報発信の推進

- 様々な年代に対応するため、区のホームページやSNSのみならず、自治会町内会の掲示板の整備を支援した上で、掲示板や回覧を活用します。
- 日頃の地域コミュニティの情報や災害時の情報発信等について、区民全体へ行き届くよう、各種報道メディアの活用を含め、行政及び事業者が連携して取り組みます。
- ICT端末を活用した多言語対応の検討や各種媒体から発信される情報の多言語化及び表記方法の工夫を行うなどして、誰もが情報を得られるようにします。

《方針3》 協働で進める暮らしやすい地域社会づくり

- ルールやマナーを誰もが守る、安全で暮らしやすい地域社会を目指して自治会町内会、商店街、事業者、警察署等と協働で取り組みます。

《コラム1》 なか国際交流ラウンジ

「なか国際交流ラウンジ」は、外国人市民に、身近な場で日常生活を中心とする様々な情報を提供する等の支援を通して、日本人市民と外国人市民との共生を図ることを目的に設置されました。

日常生活に関わる様々な情報を多言語で提供しているほか、日本語教室や外国人生徒のための学習支援を行うとともに、異なる文化や生活習慣への理解を深める交流の拠点として、中区多文化フェスタなどを実施しています。



外国人が集まる場での地震に関する出前講座の様子

《コラム2》 日本語支援拠点施設「ひまわり」(旧富士見中学校跡地)

来日したばかりの児童生徒やその保護者への支援のため、日本語支援拠点施設「ひまわり」が平成29(2017)年9月に開設され、「プレクラス」及び「学校ガイダンス」が行われています。

外国から来たばかりの子どもたちは日本語がわからないだけでなく、学校のルールや文化の違いなどに戸惑うことが多くあり、不安を感じています。「プレクラス」はそんな子どもたちが学校に入った最初の1か月、週3日通う学校で、日本語を集中して勉強したり、日本の学校生活を体験したりすることで、日本の学校に早く慣れることを目的としています。

「学校ガイダンス」は、外国から来た子どもや保護者が少しでも安心して日本の学校に通えるように、日本の学校制度や学校生活、保護者の役割などについて多言語で説明するものです。学校ガイダンスに参加した子どもたちの日本語の状況や母国での学習状況の確認を行い、その情報を学校へ提供することで、円滑な受入れを図っています。



授業の風景

《コラム3》 区制100周年、そしてその先に向けて進む「未来志向」の中区

平成29（2017）年、中区は区制90周年、開港記念会館は開館100周年を迎えました。

この年には中区制90周年・開港記念会館100周年記念事業実行委員会を立ち上げ、令和9（2027）年に予定される区制100周年、そしてその先に向けて、未来志向で進んでいくことを目指し、「かがやく港 ときめく未来 中区制90周年」をキャッチフレーズに、中区制90周年・開港記念会館100周年記念事業を行いました。

＜中区制90周年・開港記念会館100周年記念事業の目的＞

1 「シビックプライド（中区に対する誇りや愛着）の高揚」そして「未来志向」の中区を目指します。

- (1) 中区民としての意識を高揚するとともに地域愛及び協働・自治意識を醸成します。
- (2) 区民の皆さま、区役所のみならず、区内すべての団体、機関、企業、施設等が共に区制90周年を祝福し、記念事業に関わることで、連携を強固にします。
- (3) 次代を担う子どもたちが未来に夢や希望を抱くとともに、区民の皆さまなどが10年後（区制100周年）の自身や中区を思い描き、未来に向けステップアップする契機とします。



2 開港記念会館100年の歴史を振り返り、歩んできた人と街を見つめます。

- (1) 国の重要文化財であり、中区公会堂である開港記念会館の100周年を区民の皆さまとともに祝福し、開港期からの区の歴史及び区の魅力・資源を再認識します。
- (2) 次代を担う子どもたちに、先人たちが培ってきた財産を継承していくとともに、次の100年に向けて、開港記念会館が区民の皆さまの大切な財産であることを伝える契機とします。



《コラム4》 空き家や空き店舗の活用

区内では、空き家や空き店舗を活用した地域の間づくりが進められています。

「リトルファームHOMMOKUもくり」（平成30（2018）年10月オープン）は、空き家を改装した、地域に暮らす子供から高齢者まで誰もが穏やかに過ごせる居場所です。庭には畑があり、四季の野菜を育て収穫するなど、地域の人々が気軽に立ち寄れてのんびり過ごせるお休み処として利用されています。

「マーケットテラスカフェ石川町」（平成29（2017）年3月オープン）は空き店舗を活用した、様々な情報発信や地域コミュニティの形成を図る施設です。小箱ショップやセミナーの開催、各種教室や憩いのカフェも併設し、人と人の出会いの場として利用されています。

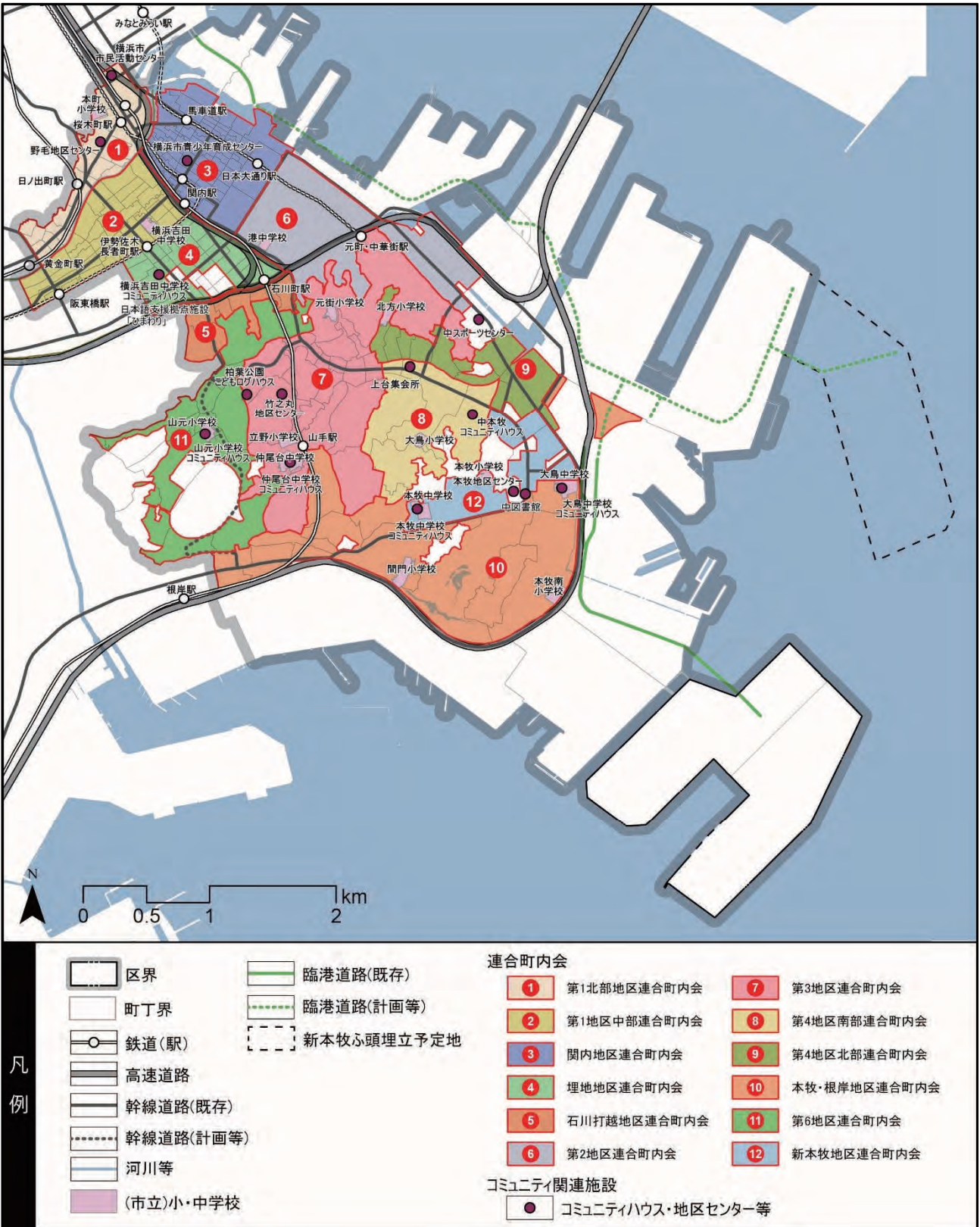


リトルファーム HOMMOKU もくり



マーケットテラスカフェ石川町

図 2-3 コミュニティ関連施設分布図



出典：中区 自治会町内会区域図（平成 23（2011）年）を基に作成

2-4 都市防災に関する方針

《目標》

区民、来街者、就業者などが安全で安心して暮らせる災害に強いまち

《背景》

- ◇区内には、老朽化した木造住宅が密集し、かつ公園緑地が不足しているエリアがあり、大規模地震時の家屋倒壊や火災発生時の延焼の危険性が高く、また、緊急車両の通行が困難な狭あい道路も多いなどの防災上課題のある地域もあることから、これらのエリアは、地震火災対策方針における重点対策地域（不燃化推進地域）に指定されています。中区の戸建て住宅に占める空き家（賃貸・売却用等を除く）の割合は、4.4パーセントと市内平均に比べて高く、火災などにつながる恐れもあり防災上の対策が必要です。
- ◇臨海部には、地震による津波避難対象区域や、液状化危険度が高い区域があります。
- ◇平成30（2018）年9月11日時点で、区内で急傾斜地崩壊危険区域が71箇所、土砂災害警戒区域が130区域、土砂災害特別警戒区域が2区域指定されており、局地的な大雨による崖崩れへの対策が必要です。
- ◇平成30（2018）年3月に大岡川水系における想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を神奈川県が指定し、都心部の一部において浸水が想定されています。
- ◇区内には高齢者、障害者、日本語の理解が不十分な外国人など、災害時に自力で避難することが困難で災害について十分な情報を得られない多くの災害時要援護者がいます。また、中区は横浜を代表する観光地であり、多くの業務・商業施設が立地し、来街者・就業者が多く、災害発生時の帰宅困難者の発生が想定されることから対策が必要です。
- ◇災害時の救援活動や物資の輸送の拠点となる港湾機能を確保するため、護岸等の港湾施設の耐震性及び津波対策の強化が必要です。

《方針1》地震や地震火災等に強いまちづくり

（1）地域における防災力の向上や耐震化の促進

- 地震火災対策方針の重点対策地域（不燃化推進地域）では、建築物を新築する際に準耐火建築物以上の耐火性能を有する建築物への更新を義務付ける防火規制と建築物不燃化推進事業補助制度との連動により、令和4（2022）年度の減災目標達成に向けて地域全体の不燃化を進めることで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。
- 木造住宅が密集し、緊急車両や福祉車両等の通行が困難な狭あい道路が多い地域では、狭あい道路の拡幅、建築物の不燃化・耐震化、避難路の確保、小広場・公園等防災広場の整備、家庭での感震ブレーカーの普及等を進め、地域の防災力を高めます。
- 主要な幹線道路沿道においては、建物の不燃化による延焼遮断帯の形成などにより、災害時の火災の延焼拡大を防止します。また、災害時の救援活動や応急復旧を速やかに実施できるよう、無電柱化を推進します。
- 民間建物の耐震診断及び耐震改修を支援するとともに、古い建物の建替えを誘導し、管理不全の空き家の所有者に対して改善を働きかけます。
- 大規模地震発生時において、消火、救助その他応急対策を行う車両の交通を確保するため、幹

線道路沿道の建物の耐震化や、道路の適切な維持管理等を進め、緊急輸送路等の機能確保を進めます。

- 消火栓、防火水槽など消防水利の確保により、円滑な消防活動環境を整え、地域の消防力の強化を図ります。
- 発災時に市民生活や経済活動を支える拠点として、横浜港の防災機能を強化し、災害に強い港づくりを進めます。

(2) 液状化や津波への対応

- 地盤の液状化が想定される区域においては、公共建築物、上下水道等の工事の際に液状化対策を行うとともに、液状化マップ情報の発信により、区民・事業者への周知を図ります。
- 津波避難対象区域及びその周辺において、一定規模以上の集合住宅や業務・商業施設等と協定を締結し、緊急時に避難できる場所の確保を図ります。

《方針2》水害や土砂災害に強いまちづくり

(1) 水害対策

- 大雨や台風による被害を低減するため、雨水排水施設の整備・更新を進めるほか、雨水貯留施設や雨水浸透施設の整備推進等による内水害対策を進めます。
- 日頃からの備えと災害発生時の適切な対応につなげられるよう、ハザードマップを通じて区内の浸水想定区域を周知します。

(2) 土砂災害対策

- 崖地所有者に、崖地の改善に向けた助成金制度を案内し対策を促すことで、土砂災害の防止や被害の軽減に向けた取組を進めます。
- 急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止工事など、神奈川県と連携した崖崩れ対策を進めます。
- 日頃からの備えと災害発生時の適切な対応につなげられるよう、土砂災害ハザードマップを通じて、土砂災害による被害が想定される土砂災害警戒区域等を周知します。

《方針3》災害に強い体制づくり

- 地域防災拠点、災害用地下給水タンク、緊急給水栓、下水道直結式仮設トイレ、防災備蓄倉庫等の設備を適切に確保・管理し、災害に備えます。
- 地域防災拠点等における防災訓練や防災・減災推進研修会などを通じ、地域防災の担い手を育成するとともに、自治会町内会などからなるまちの防災組織、消防団や家庭防災員などと連携し、地域の防災力を高めます。
- 災害時の応急活動、最低限の事業活動や居住環境の維持のため、コージェネレーションシステムによる高効率自立分散型電源の導入等を推進し、防災機能の向上を促進します。
- 日常的な地域交流による、見守り、支え合いの活動を推進し、災害時要援護者を地域で支える仕組みづくりを進めます。
- みなとみらい21地区や関内駅周辺地区など多くの帰宅困難者等が想定される地域では、行政、事業者、鉄道事業者などが一体となって、一斉帰宅抑制の推進等、帰宅困難者対策の強化を図ります。

《コラム1》 本郷町3丁目地区の防災まちづくりの取組

本郷町3丁目地区は、「いえ・みち まち改善事業（平成26（2014）年4月に『まちの不燃化推進事業』に移行）」にて防災上課題のある密集住宅市街地の1地区に指定された地区です。

平成18（2006）年11月に設立された「住みよいまち・本郷町3丁目地区協議会」では、安全・安心のまちづくりに向けて平成20（2008）年「防災まちづくり計画」を策定し、横浜市と共に整備検討を進めた本郷町ガス山公園の開園や、防災マップ作成及び全戸配布など多くの成果をあげてきました。

当初計画を策定してから約8年が経過した平成29（2017）年4月には「防災まちづくり計画」を更新し、これまでの成果を地区の自助・共助につなげていくためにソフト面の取組を強化するなど、内容を大幅に変更しました。特に、本郷町ガス山公園を活用した自主防災体制の強化や、あらゆる世代をターゲットにしたイベント開催などを重点プロジェクトに位置付け、新たな計画の実現に向けて取り組んでいます。

また、地域で課題となっていた老朽空家を除去し、「横浜市身近なまちの防災施設整備事業補助」の制度を利用して、平成30（2018）年12月に「本郷町3丁目防災広場」を整備しました。



スタンドパイプ式初期消火器具を使用した防災訓練の様子



老朽空家の除去後に整備された「本郷町3丁目防災広場」

《コラム2》 横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針

横浜市は、平成24（2012）年10月に「横浜市地震被害想定」を見直しました。平成25（2013）年4月には、「横浜市地震防災戦略」を策定し、この被害を軽減するために減災目標を設定したうえで、目標達成のための具体的対策をとりまとめたところです。さらに、地震防災戦略における重点施策である「火災による被害軽減」に関する詳細な対策方針として、平成26（2014）年3月に「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」を策定しています。

これにより、全市域において減災・防災力の底上げを図るとともに、施策の対象地域を絞り込んで重点化を図り、出火率の低減や初期消火力の向上等の「地域防災力・消防力向上施策」と、火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」との両輪で「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現に向けた取組を進めています。



《コラム3》 木造住宅密集市街地への「感震ブレーカー」普及啓発に向けた取組

阪神・淡路大震災や、東日本大震災で発生した火災の約6割は電気機器が出火元となっています。

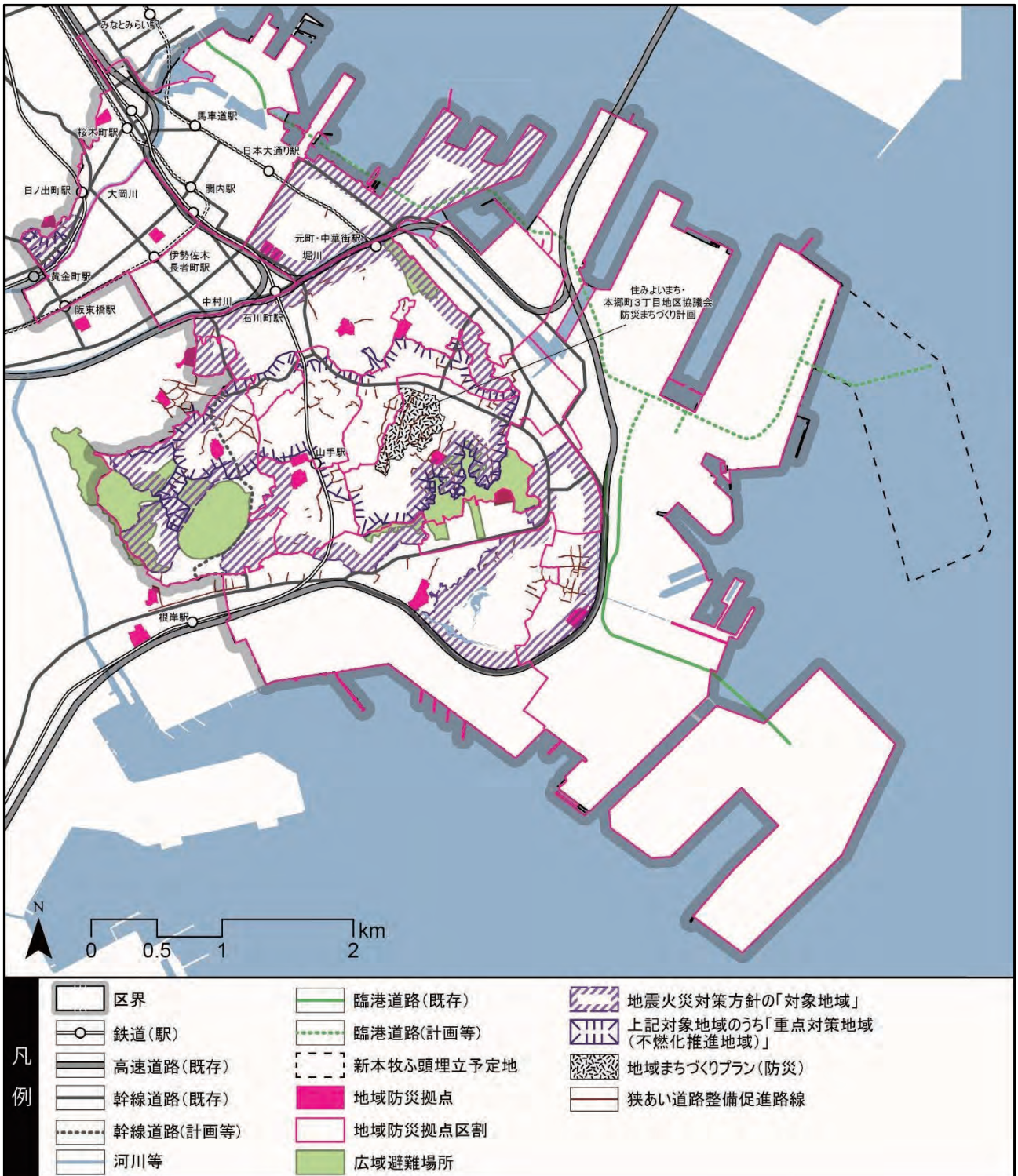
「感震ブレーカー」は大規模地震発生時の電気に起因する火災防止に有効な器具であり、横浜市では普及啓発に向け取り組んでいます。

山元町1丁目及び2丁目は木造住宅が密集しており、地震時に延焼火災の危険性が高い地域の一つです。安全・安心なまちづくりに向け、平成31(2019)年3月から市と企業で連携し、地域住民の協力の元、山元町1丁目及び2丁目地域一帯に「感震ブレーカー」を無料で設置し、地震時の火災からまちを守る取組を進めています。



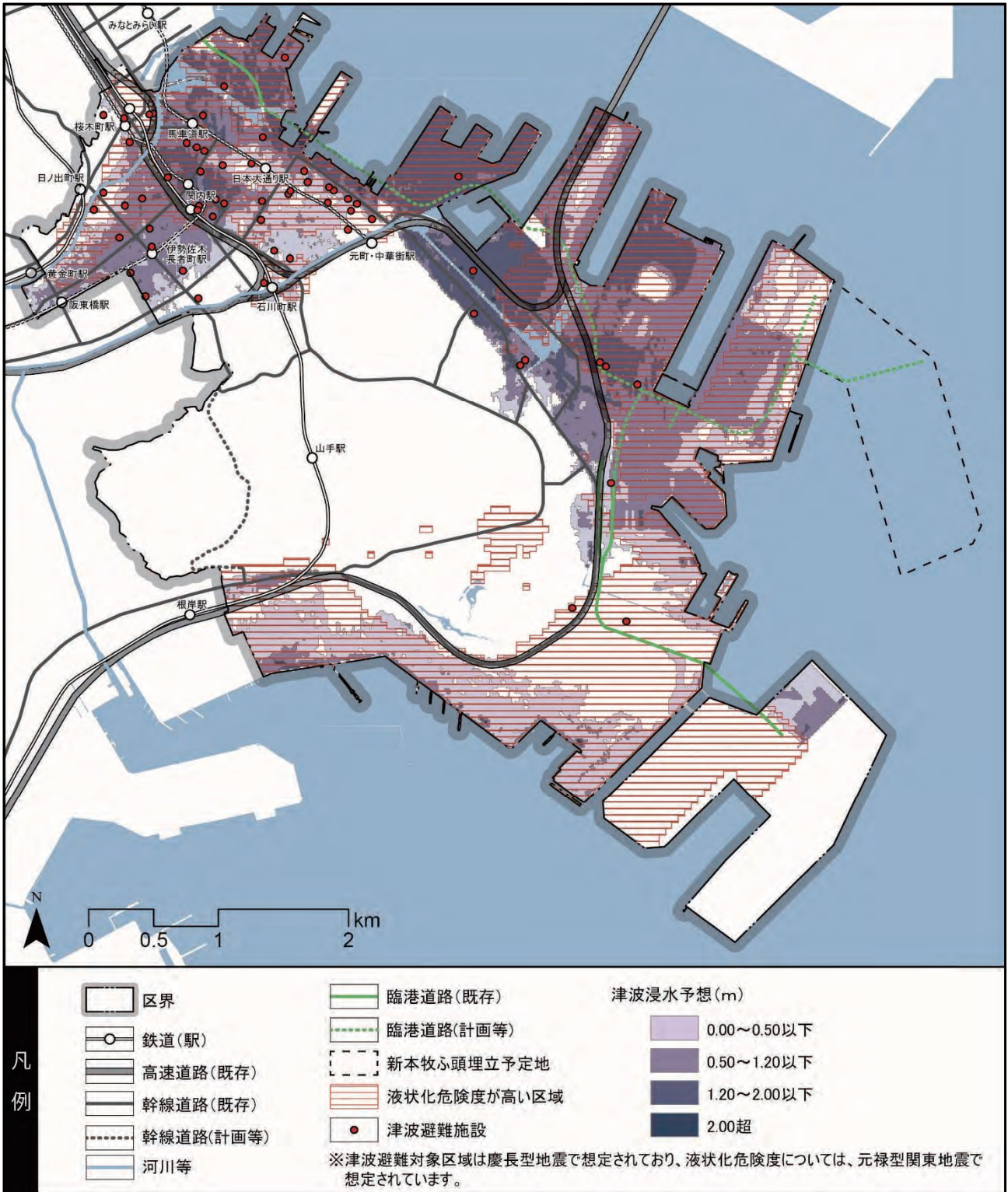
「感震ブレーカー」の設置イメージ

図2-4 横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針図



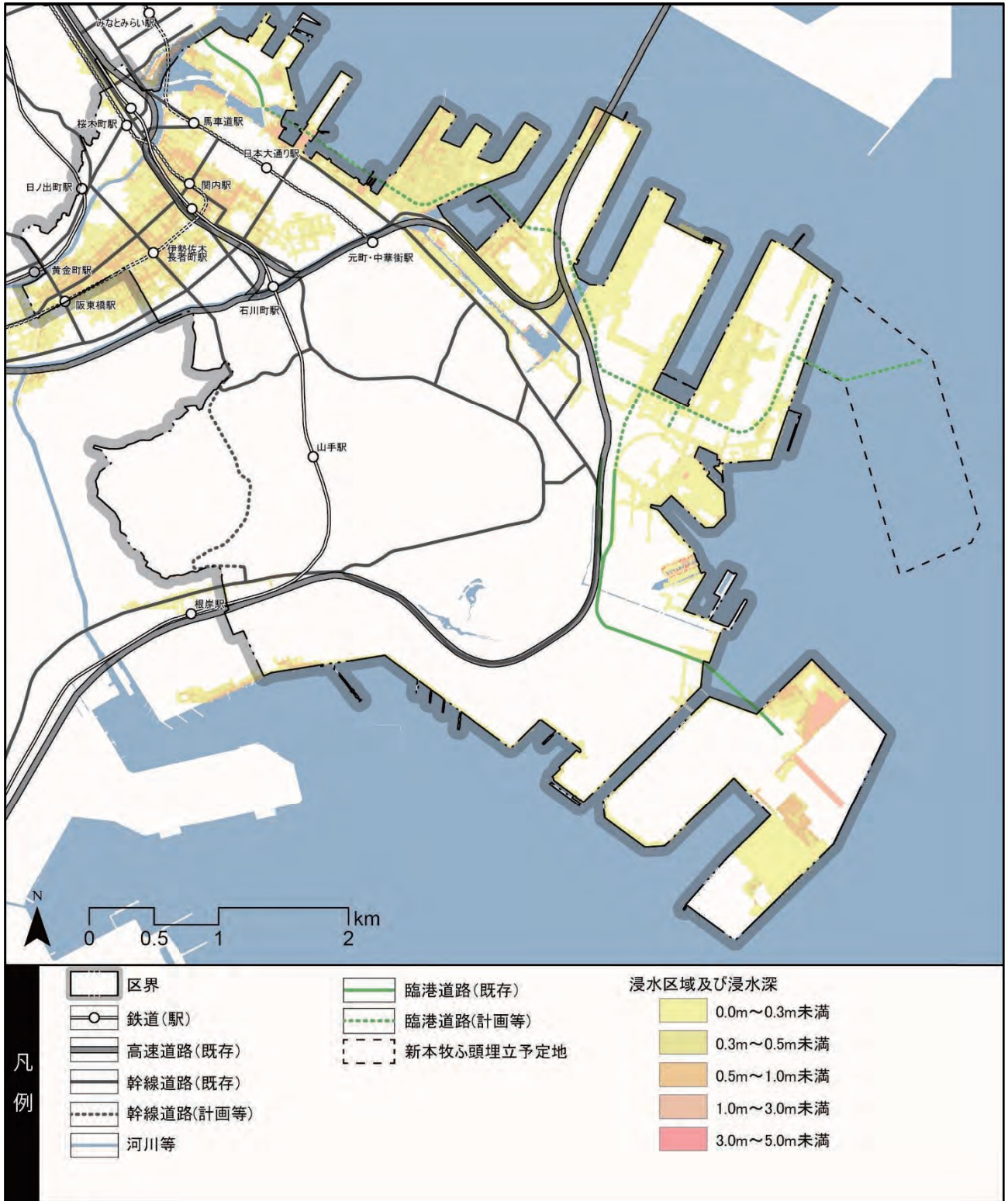
出典：横浜市総務局資料（わいわい防災マップデータ）を基に作成

図 2-5 津波浸水予想区域・液状化マップ



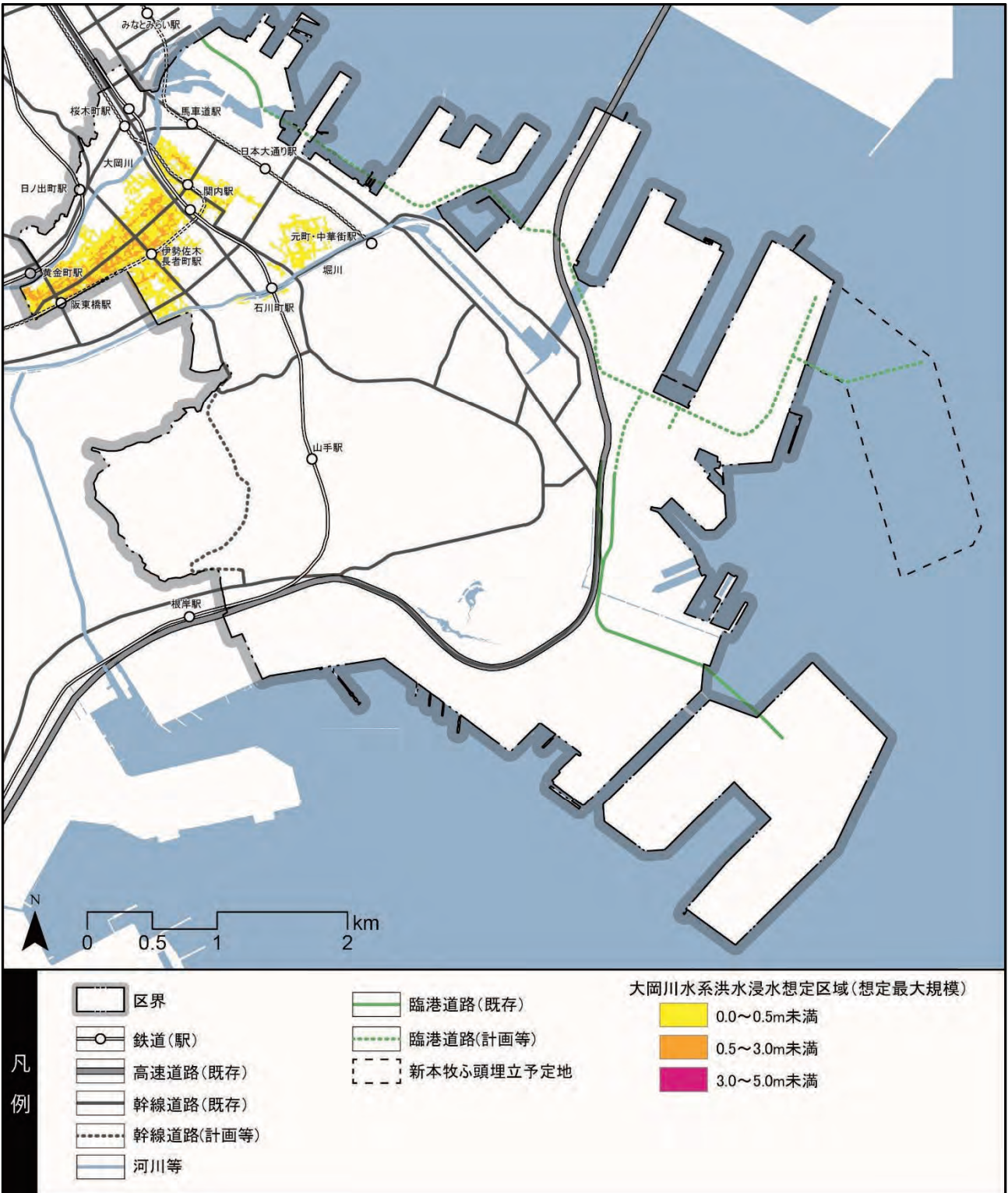
出典：横浜市総務局資料（わいわい防災マップデータ）を基に作成

図 2-6 高潮浸水想定区域



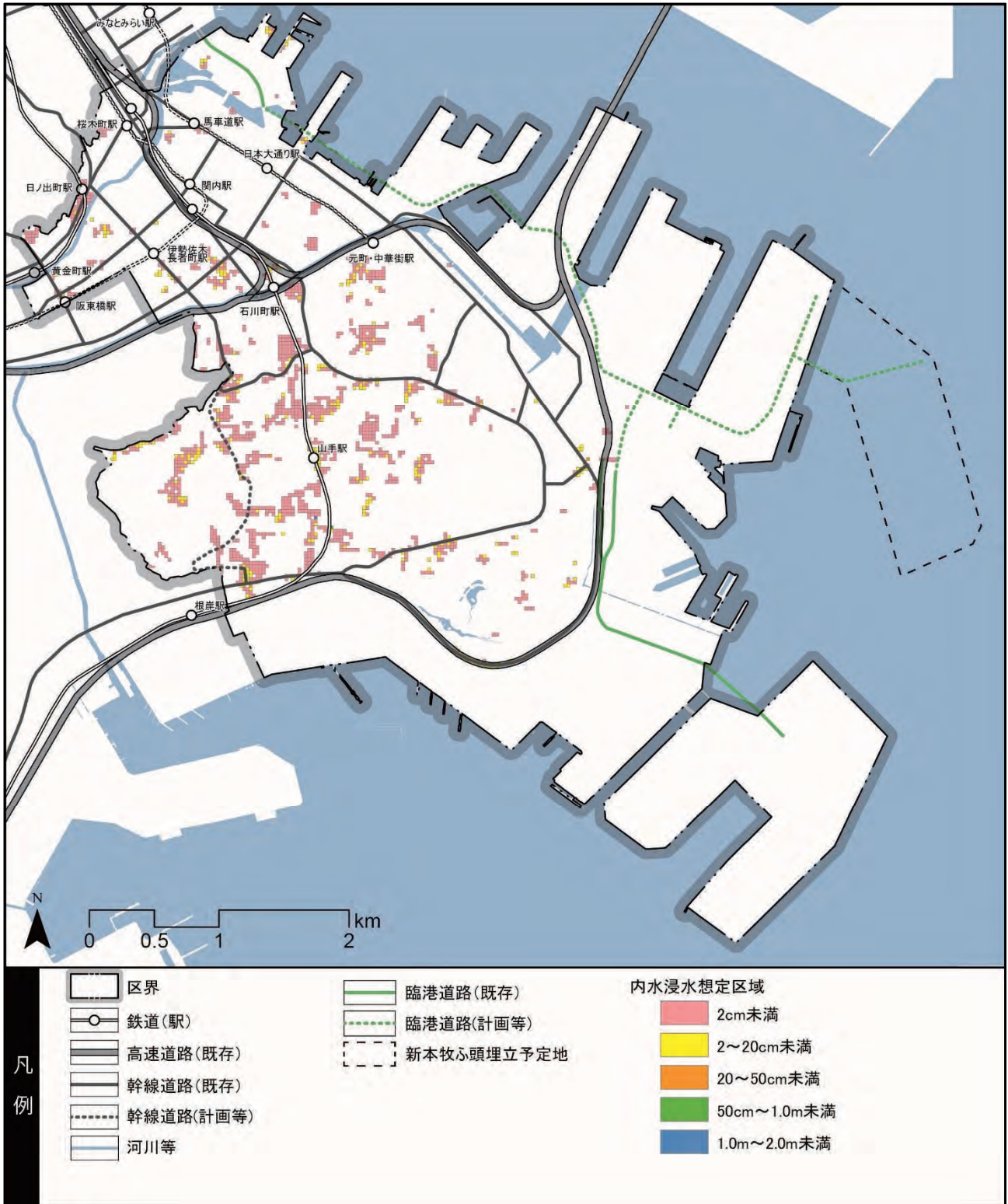
出典：神奈川県資料（東京湾沿岸高潮浸水想定区域図／平成 31（2019）年 4 月時点）を基に作成

図 2-7 大岡川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



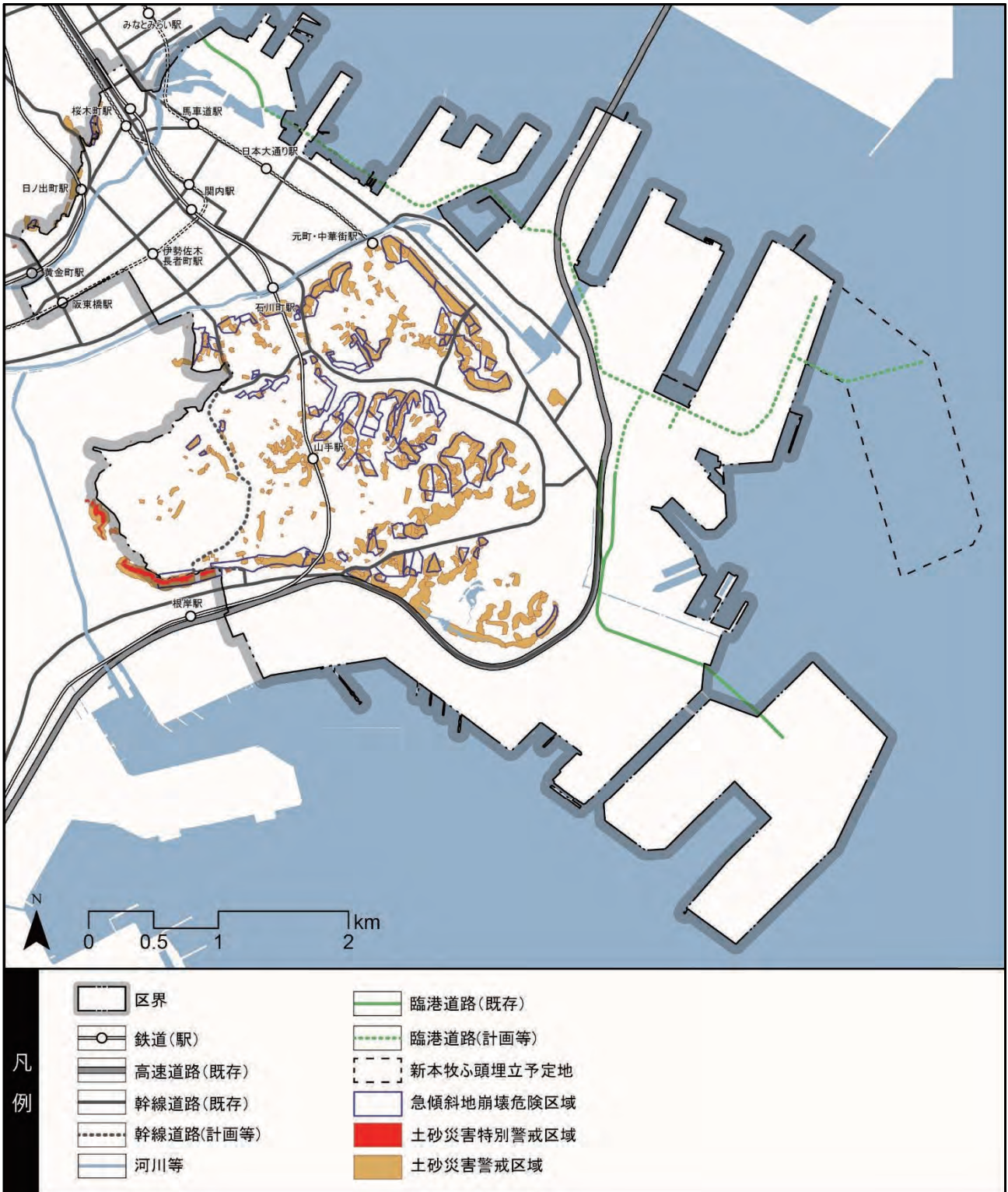
出典：神奈川県資料（大岡川水系浸水想定区域図／平成 30（2018）年 3 月時点）を基に作成

図 2-8 内水浸水想定区域



出典：横浜市環境創造局資料（内水ハザードマップデータ）を基に作成

図 2-9 急傾斜地崩壊危険区域・土砂災害警戒区域



出典：横浜市建築局資料（土砂災害警戒区域等・急傾斜地崩壊危険区域）を基に作成

第2章

2-5 都市交通に関する方針

《目標》

安全・安心な歩行者空間づくりのほか、既存の公共交通の利便性の向上や多彩な交通の充実などにより、誰もが快適に移動できるまち

《背景》

- ◇区内の丘陵地等における坂道や階段では、歩きやすい環境の整備が必要です。その他の身近な道路においても、自動車、自転車及び歩行者の誰もが安心して移動できる環境整備が必要です。
- ◇中区は、主に北部の都心部に鉄道駅が集中している一方で、南部では鉄道駅から1キロメートル以上離れた地域が存在し、バス路線等が地域の交通を支える役割を担っています。また、都心部を中心に、コミュニティサイクルが公共交通を補完する移動手段として利用され、コミュニティサイクルのサイクルポートの整備が進められています。
- ◇中区は、高齢者が関係する事故が多く発生していることから、「高齢者交通事故多発地域」に指定されています（平成31（2019）年3月時点）。
- ◇開港地横浜の史跡等が集積し、多くの来街者が訪れる関内や山手のほか、大岡川周辺や三溪園など多くの観光資源を生かすため、区内全体の回遊性の向上による更なるにぎわいの創出が必要です。
- ◇海に面している中区は、港湾物流拠点としての特性を持つ一方で、象の鼻パークや山下公園など多くの市民が水に親しめる空間があります。また、大岡川、中村川及び堀川を生かした水上交通や水上アクティビティの取組が進められています。
- ◇横浜港の物流機能を支えるため、広域道路ネットワークを形成する臨港道路の整備が進められています。
- ◇都市計画道路について、区内の整備は横浜駅根岸線の一部区間を除き完了しています。

《方針1》誰もが安全に安心して移動できる環境の整備

（1）快適に移動するための機能と設備の充実

- 路線バスや鉄道などの公共交通機関は、身近な移動手段となります。公共交通機関をより一層利用しやすくするため、区内各駅のバリアフリー化など、利用者の安全性の向上を進めます。また、ノンステップバスの導入や案内サインの多言語化、わかりやすい地域情報、案内情報、運行情報の提供等を支援します。

（2）歩きやすい道づくり

- 公共施設周辺、バス通り、商店街のほか、身近な生活道路は、高齢者・障害者・ベビーカー等に配慮したバリアフリー化を進めます。また、歩道の整備、カラー舗装、歩行者空間を塞いでいる看板の撤去等により、誰もが安全・快適に歩ける歩行環境の整備を進めます。
- 電線類の地中化などによる障害物の撤去・景観の向上に加え、通行の支障となる段差や傾斜の解消、視覚障害者の誘導ブロック等の設置を進めます。

- 新たな商業施設や集合住宅建設等の機会を捉えて、歩行者の安全対策や快適性の向上が図られるよう誘導します。
- 狭あい道路は、建築物の建替え等の機会を捉えて、塀等のセットバックにより道路の拡幅を進めます。
- 大岡川、中村川及び堀川については、歩行者空間の確保により安全性を向上し、地域の魅力資源を生かしたプロムナードの形成を図ります。

(3) 快適な自転車走行環境づくり

- 自転車利用の状況に応じて自転車専用通行帯の整備を進めるなど、環境にやさしく、日常生活における身近な移動手段である自転車の利用環境の改善を進めます。また、再開発事業など面整備を行う際には、歩行者や自転車利用者に配慮した施設整備や、にぎわいを保てるよう配慮しつつ、「横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例」に適合した自転車駐車場の整備を図るほか、関係機関や事業者に対して働きかけます。
- 公共施設、商業施設や集合住宅等の整備にあたっては、自転車等の適切な駐車場台数が確保されるよう誘導するほか、コミュニティサイクルが普及するよう、コミュニティサイクルのサイクルポートの整備を進めます。
- 区民と連携して、自転車利用マナーの改善や交通安全対策に取り組み、歩行者と自転車が共存できる環境づくりを進めます。
- 放置自転車対策を進め、誰もが安全・快適に通行できる空間を確保します。

《方針2》誰もが効率的に移動できるきめ細かい交通システムの充実と回遊性の向上

(1) 鉄道・バスの接続性の向上

- 鉄道及びバスの利便性を高めるために、効率的な相互の乗継ぎを可能とするバスターミナルと鉄道駅の接続の強化を進めます。

(2) 身近な交通の維持・充実

- 人口減少や少子高齢化等、今後の社会状況の変化や適正な需要を踏まえ、区民の身近な生活を支えるバス路線の維持を支援します。
- 丘陵地などバス停や鉄道駅から比較的離れた地域においては、エリア内で行われている民間送迎バスとの連携、生活に密着した交通手段の導入に向けた取組を支援する地域交通サポート事業の活用など、様々な目的の方が乗りあって移動できる公共交通サービスの実現を区民や行政などが協働で目指します。
- 適切な道路整備・改善により、バスの走行環境を維持・向上し、利便性の高いバス交通のサービスが可能な環境を整備します。

(3) 環境配慮・次世代交通の推進

- より環境にやさしい交通を実現するため、カーシェアリングなどの交通システムの利用を促進します。また、自動運転車やパーソナルモビリティ等について、社会的な課題や技術革新等に応じた環境整備を検討します。

《方針3》 中区の資源を生かした多彩な交通の充実

(1) 水上交通ネットワークの強化・拡充

- 区民や来街者のための身近な移動手段として都心臨海部の回遊性を高める水上交通や、水上レクリエーションの拠点となる栈橋等を整備します。
- 国内外から多くの観光客を迎え入れるため、横浜への海からの玄関口となる、大さん橋国際客船ターミナルや新港ふ頭及び山下ふ頭について、客船ターミナル機能の強化・拡充を進めます。

(2) まちを楽しむ多彩な交通の充実

- 都心臨海部では、新たな交通の導入を進め、観光客をはじめ、就業者や居住者の利便性・回遊性の向上を図ります。新たな交通の導入にあたっては、周辺のまちづくりとの連携を図り、魅力的な都市空間を形成します。
- 都心臨海部の地域全体の回遊性の向上やまちのにぎわいづくりに寄与し、区民および観光客などの来街者の利便性を高めるため、連節バスを活用した「高度化バスシステム」を導入します。

《方針4》 広域的な交通ネットワークの充実

(1) 鉄道ネットワークの充実

- 鉄道ネットワークの充実を目指し、横浜環状鉄道の一部として計画がある、元町・中華街～根岸間について、国土交通省の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28（2016）年4月）を踏まえ、事業性の確保に向けた検討を進めます。また、東海道貨物支線の貨客併用化について、沿線の土地利用の動向などを踏まえ、長期的に検討を進めます。

(2) 港湾・物流機能を維持・向上するための交通ネットワークづくり

- 横浜港の物流機能を支えるため、港と背後地を結ぶ広域道路ネットワーク及び南本牧ふ頭連絡臨港道路などのふ頭間を結ぶ臨港道路について、国など関係機関と協力しながら整備を進めます。
- 臨海部の貨物鉄道を活用し、横浜港で取り扱う貨物の輸送力を高めます。

《コラム》 水上交通社会実験の取組

横浜市では、地元組織と連携した「よこはま都心部水上交通実行委員会」を立ちあげ、平成25（2013）年度から水上交通の社会実験を行っています。以来、社会実験において、都心臨海部ににぎわいと活力の拠点とし、市民が水辺に親しむことができるよう、水辺空間の活性化に向けた取組を進めています。

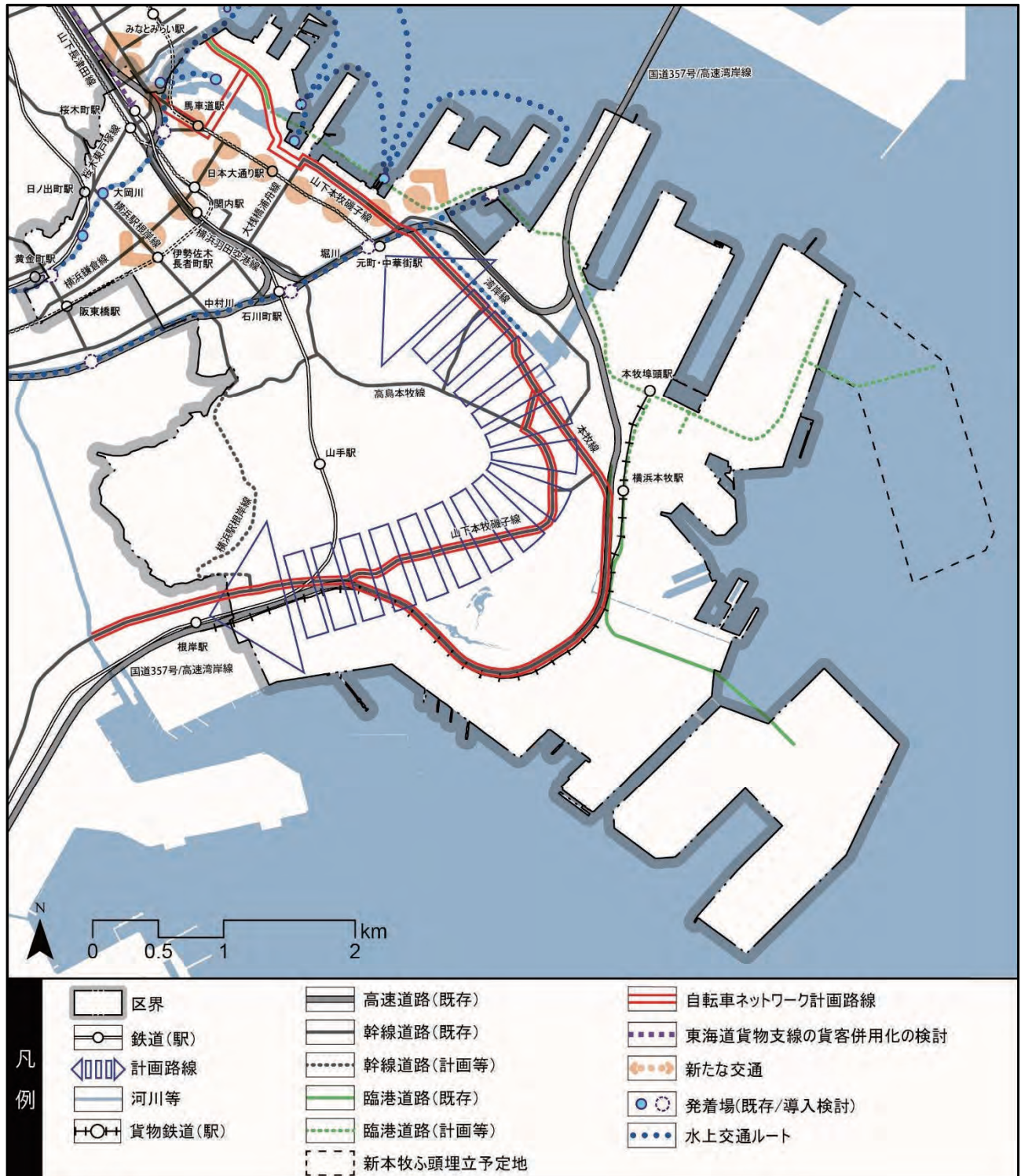
社会実験では、災害時を想定した救援物資や帰宅困難者の輸送、都心部などを水上交通で結ぶクルーズを実施しています。また、民間事業者による桜の時期のクルーズ、水上交通を使ったアートイベントのPRを行い、水上交通の周知に取り組んでいます。

そのほか、船団パレードや食の市、水上交通の展開など、水辺を舞台とした総合イベント「よこはま運河チャレンジ」が行われるなど、水辺空間の活用に向けた機運は年々高まっています。



大岡川における水上交通社会実験の様子

図 2-10 交通ネットワーク方針図



出典：横浜市民道局資料（都市計画道路の優先整備路線/平成 28（2016）年 3 月）、横浜港港湾計画（令和元（2019）年 12 月現在）、横浜市自転車活用推進計画（平成 31（2019）年 3 月）を基に作成

2-6 都市の魅力・活力に関する方針

《目標》

個性豊かな街並み、商店街、歴史的資源、文化芸術、スポーツなどの活用により、国内外から人や企業が集う魅力・活力にあふれるまち

《背景》

- ◇中区には、関内などにある近代建築物や山手の西洋館、三溪園、新港ふ頭にある横浜赤レンガ倉庫など歴史的資源やそれらを含めた街並みが残されています。
- ◇横浜の魅力ある港、街並み、景観、歴史資産等を生かした都市デザインを推進しています。
- ◇地区計画や地域まちづくりルール等により魅力的な街並みの形成が誘導されています。
- ◇開港記念行事、中華街の春節、横浜ジャズプロムナード、野毛大道芸など区内では様々なイベントが開催されています。
- ◇特色あるそれぞれの商店街は、横浜の代表的な観光地の役割も担っており、近接するみなとみらい21地区などとの回遊性の向上、連携の強化に向けた取組が進められています。
- ◇区内の大岡川、中村川及び堀川を対象に、大岡川河川再生計画を定めて河川環境の再生が進められ、様々なイベントやお祭りが開催されています。また、水に親しめる憩いの場や災害時の拠点等の整備も進められています。
- ◇日本大通り、山下公園、象の鼻パーク、港の見える丘公園などは、「第33回全国都市緑化よこはまフェア」（平成29（2017）年）のメイン会場のひとつである「みなとガーデン」として、区内外から来場した多くの人々にぎわいました。中でも日本大通りでは、公園のように緑や花であふれた道路として横浜公園や山下公園との連続性が創出され、「みなとガーデン」周辺の回遊性が向上しました。このフェアの成果を継承・発展させ、花と緑あふれる「ガーデンシティ横浜」を推進しています。
- ◇港町ならではの個性的で魅力的な資源を生かした文化芸術活動が展開され、都市の新しい価値や魅力の創出に取り組んでいます。
- ◇みなとみらい21地区、山下地区でのMICE開催、羽田空港を発着する国際便の増加や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催等に伴い、国内外からのより多くの集客が期待され、受入れ環境の充実が必要です。
- ◇区民や来街者の回遊性の向上に向け、花や緑、水辺や通り、歴史的建造物等の魅力資源をつなぐまちづくりが必要です。
- ◇関内・関外は行政・業務機能や商業機能、観光機能などが集積し、横浜都心をけん引する都心拠点の一つとしての役割を担っています。
- ◇市庁舎の移転に伴う跡地の活用等を契機とした関内・関外の更なる活性化や山下ふ頭における新たなにぎわい拠点の形成等、都心臨海部の機能強化を進めています。
- ◇国際貿易港横浜の中心的地域として、コンテナ船の大型化やグローバル競争に対応するため、横浜港の国際競争力を高める取組が必要です。
- ◇世界的にクルーズ需要が増加する中、寄港地として選ばれるためには、客船の大型化や多様化するニーズに対応した魅力ある受入れ環境の整備が必要です。

《方針1》 歴史的資源を生かしたまちづくりの推進

- 区内に残る歴史的建造物や景観上重要な建物、震災復興橋や土木遺構等について、施設の適切な維持、保全及び活用に向けたバリアフリー化等を進めます。
- 都心部の歴史的建造物については、特徴ある空間を文化芸術創造都市・観光振興の視点から活用し、創造的産業の集積及び都心部の活性化を目指します。
- 開港地として様々なモノ・コトの発祥の地である特性の活用のほか、吉田新田の埋立ての歴史やイベント等を通じたにぎわい創出に取り組みます。

《方針2》 良好で個性豊かな街並み・商店街の形成

- 良好な都市空間の形成に向け、景観計画などの規制による良好な街並みの誘導を図るほか、地域が主体となった地区計画や建築協定等のルールやプランの維持・運用を支援します。
- ライトアップや色彩の工夫などにより建造物等が持つ魅力を一層引き立たせる取組や、都心部・臨海部の公共空間において、街並みと調和した光による魅力づくりや、先端技術を活用した都市的スケールの光の演出など、昼間とは異なる夜間景観の形成を図ります。
- 個性豊かな魅力と活気ある商店街を維持・向上させるため、商店街の主体的な取組を支援します。
- 空き家や空き店舗の適正管理や利活用など、地域のストックを活用した新たなサービスの提供や地域の人々の交流の場の創出など、区民の生活を支える商店街の活性化を図ります。
- 観光資源が多く、区外からの来街者が多い特性を生かした商店街の活性化を目指し、歩行者空間のバリアフリー化、案内サインの多言語化、休憩関連施設の整備、Free Wi-Fi環境の整備等を促進し、誰もが訪れやすい商店街づくりを進めます。

《方針3》 花・緑・水を生かしたまちづくり

(1) 花や緑の維持保全と整備促進によるにぎわいの創出

- 道路や駅前広場、公共施設などで、地域や施設の特性に合わせた季節感ある花や緑による潤いのある空間づくりを進めます。
- 都心臨海部の公園などでは、花と緑の資源を生かした魅力的なにぎわいを創出します。
- 区民や事業者が主体となった公園愛護会やハマロード・サポーターにより、公園や道路などの公共空間の花や緑を維持管理し、住宅などの私有地の緑化を促進することで、公開性や視認性の高い場所での緑化等による花や緑にあふれた豊かな都市空間の実現を目指します。
- 斜面緑地は、防災性、安全性及び生態系を考慮した上で、緑地保存地区等の緑地保全制度に指定し、維持・保全に努めるとともに周辺の緑化を促進し、まとまりある緑の空間を創出します。また、斜面地に住宅等を建設する場合は、周辺の地形や緑と調和した落ち着いたある住環境づくりを誘導します。
- 港からの眺望を意識した、水際線付近の連続した緑地や、後背に重なる丘・斜面緑地など、横浜ならではの地形を生かした景観を大切にし、成熟した横浜の魅力を伝える水と緑づくりを展開します。

(2) 水辺を生かした魅力の向上

- 区民をはじめ、来街者が水に親しみ楽しむことができ、水辺が人々により活用されるような環境を整えるとともに、にぎわいの創出につながるような水辺空間における多様な活動を進めます。
- 内港地区の静穏な水域は、横浜港の一層のにぎわい創出、魅力向上、港らしい風景の形成などを図るため、カヌー、シーカヤック、トライアスロンといった海洋性レクリエーションの多様な水域利用を促進するとともに、水上交通や観光船の充実を促進します。
- 水・緑の軸（都市軸）を花や緑などの適切な維持管理・活用により魅力ある空間とすることや、ウォーターフロント軸（都市軸）と水際線へと向かう軸（都市軸）においてオープンスペースの整備、歴史的建造物を中心とした街並み誘導などにより、みなとまち・横浜らしい魅力の顕在化を図ることで都心臨海部の回遊性を高め、関内・関外の持続可能なにぎわいの創出を進めます。
- 大岡川、中村川、堀川及び新山下運河では、親水施設や、緊急時の荷揚げなども可能な多目的の棧橋を新たに整備し、既存の棧橋と併せて水辺のレクリエーション活動の拠点を形成します。また、河川間の連携を図り、都心部の回遊性を高めます。

《方針4》文化芸術創造都市の推進

- これまで培ってきた、横浜らしい特色のある芸術フェスティバルや東アジア文化都市としての実績をもとに、多くの人をひきつける都市を目指し、横浜の新たな魅力を創出します。
- 歴史的建造物や公共空間等を活用し、アーティスト・クリエイターが創造性を発揮することにより、まちのにぎわいづくりを進めます。また、様々なビジネスと創造性をかけあわせ、新たなビジネス機会の創出を図ります。
- 市民やNPO等が主体となって行う文化芸術活動の支援を進めます。

《方針5》観光・MICE

(1) シティプロモーションに向けた取組の推進

- 開放的な水辺空間など、都心臨海部ならではの特徴を生かしたイベントや魅力資源の充実に取り組み、横浜ブランドの魅力を国内外に発信します。また、イベント相互の連携や広報を充実するなど、事業者や区民、行政などが連携して集客促進に取り組みます。
- 区内で開催される魅力的なイベントのほか、スポーツや文化芸術鑑賞等で訪れる人々がまちを楽しみ、回遊しやすいよう魅力資源をつなぐまちづくりを進めます。
- 横浜の魅力ある港、街並み、景観、歴史資産等を生かした都市デザインを推進するとともに集客拠点間の連携強化を図るなど、都心臨海部等における回遊性の向上を図ります。
- MICEの開催と併せて、歴史的建造物や文化施設、公共的空間等を利用したレセプション等の開催など、横浜ならではのユニークベニューを創出します。

(2) 受入れ環境の更なる充実

- 国内外からの観光需要を取り込むため、空港とのアクセス強化や観光用バスペイの整備を進めます。また、案内サインの多言語化、Free Wi-Fi環境の整備やトイレの整備など回遊しやすい環境づくりを進めます。

- 横浜らしいアフターコンベンションの充実のため、コミュニティサイクルのサイクルポートの整備、連節バスの導入などによる移動の円滑化や新たな交通の導入などによる回遊性の向上を図るとともに、ナイトタイムエコノミーなどを含め、多様なニーズに対応した観光施設等の充実を促進します。
- 来街者が安心・快適に滞在するための情報を得られるよう、SNSなどの多様な媒体を通じた情報発信により、来街者に対して情報提供を行います。

《方針6》未来を創る都市づくり

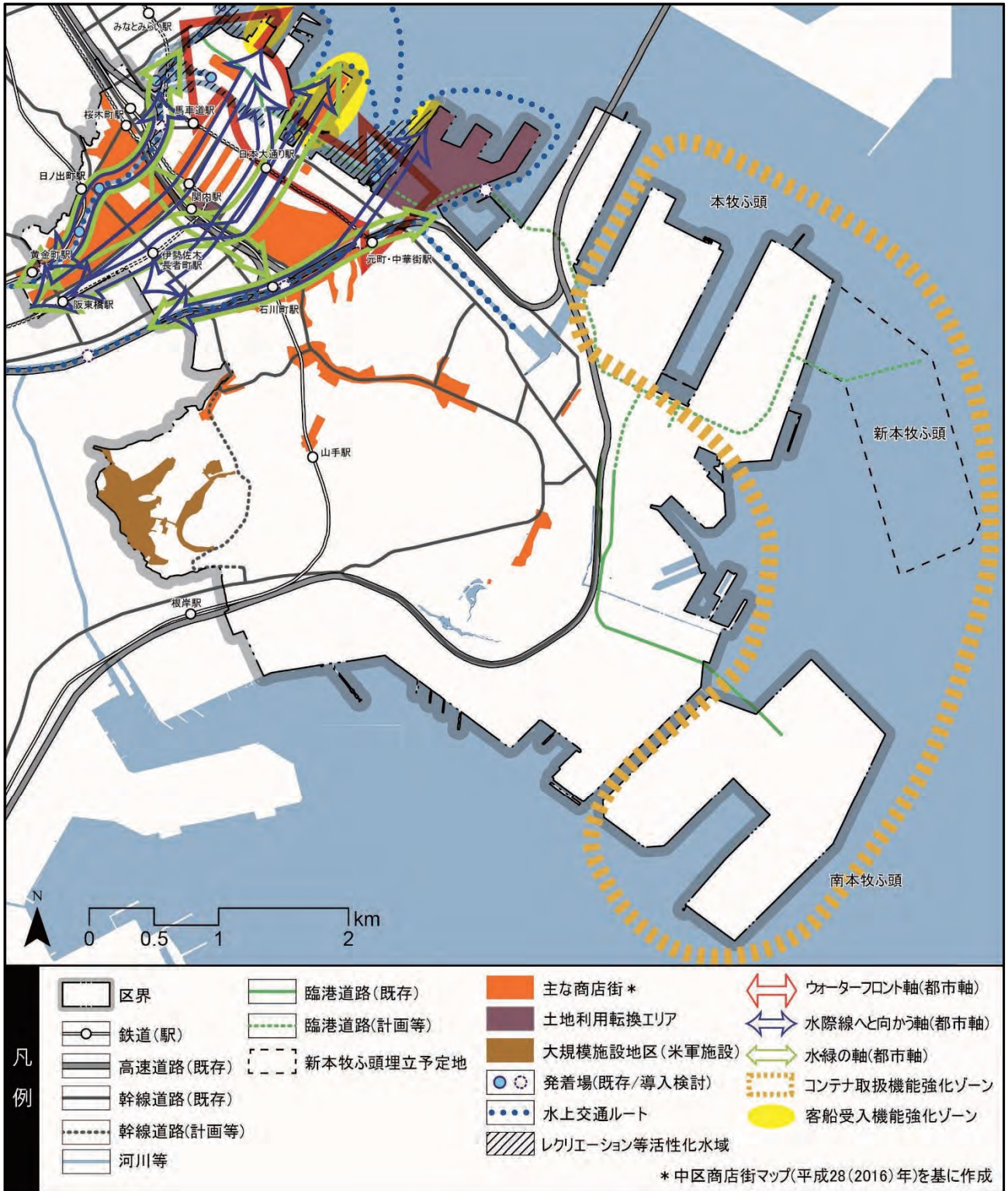
(1) 大規模な土地利用の転換等を契機としたまちづくりの推進

- 住宅地等における大規模な土地利用の転換にあたっては、周辺環境に配慮するとともに、地域の特性に応じた適切な土地利用や必要な機能の導入を誘導します。
- 関内駅周辺地区では、市庁舎の移転を契機として、教育文化センター跡地・市庁舎の移転に伴う跡地・港町民間街区を対象に、関内・関外地区の業務再生をけん引する「国際的な産学連携」、来街者の増加によって地域の商業需要を高める「観光・集客」の実現を目指し、地区計画等の都市計画手法等を活用した適正な誘導を通じて、関内・関外地区の活性化の核となるような新たなまちづくりを行います。
- 関内駅周辺地区では、関内・関外地区の新たなシンボルとなる核を形成することによって、業務・商業・居住・交流などの多様かつ魅力的な機能が近接したまちづくりを推進します。
- 関内駅周辺地区では、横浜文化体育館・横浜スタジアムといった大規模スポーツ施設の拡張による来街者の増加を見据え、新たな交通の導入や歩行者ネットワークの強化などを図り、臨海部との円滑な人の流れを形成します。また、関内・関外の接続強化と関内駅周辺の回遊性の向上を図ります。
- 北仲通地区では、新市庁舎整備を進めるとともに民間開発を推進し、業務機能、魅力的な文化、商業や居住機能等の導入による多機能な国際交流拠点を形成します。鉄道駅からの新たな人の流れを促し、みなとみらい21地区や関内地区等の周辺地区との結節点として、水際プロムナード、公園、広場を活用したにぎわいと憩いの場を創出します。
- 世界が注目し、横浜が目的地となる都心臨海部にふさわしい新たな魅力創出に向け、ハーバーリゾートの形成を目指した、山下ふ頭の再開発を進めます。
- 米軍根岸住宅地区は、「米軍施設返還跡地利用指針」及び「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」等を踏まえ、土地所有者等と必要な機能の導入を含め、跡地利用の検討を進めます。

(2) 国際競争力のある港の実現

- 南本牧ふ頭について、国際海上輸送網の拠点となる世界最大級の水深18メートル岸壁を有する高規格コンテナターミナルを整備し、本牧ふ頭については、コンテナターミナルの再整備を進めます。また、護岸の改修などの機会を捉えた防災機能の向上に努めます。
- クルーズ客船の多様化や増加する寄港依頼に対応するため、民間活力の積極的な導入による新港ふ頭客船ターミナル整備などの客船の受入れ機能の強化を図るとともに、東アジアのハブポート機能の強化に向けて、南本牧ふ頭の整備、新本牧ふ頭での物流拠点の形成やLNGバンカリング拠点の形成に向けた検討などを推進することにより、国際競争力のある港を実現します。
- 災害時の救急活動や物資の拠点となる港湾機能を確保するため、護岸の点検補強や港湾施設の耐震性能強化などを図ります。

図 2-11 都市の魅力・活力に関する方針図



2-7 都市環境に関する方針

《目標》

水や緑を身近に体験でき、環境負荷の少ない循環型社会・脱炭素社会の実現に向けた取組により快適に暮らせるまち

《背景》

- ◇地球温暖化や生物多様性の危機への対応が世界的な課題となっており、脱炭素化に向けた都市づくり、ヒートアイランド対策及び生物多様性に配慮した都市と自然環境の調和など、都市づくりにおける環境対策が必要です。
- ◇横浜市では、「横浜市環境管理計画」、「横浜市地球温暖化対策実行計画」、「気候変動適応方針」等に基づき、生物多様性の保全や再生可能エネルギーの導入、省エネの推進など様々な取組を進めています。
- ◇平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された国際目標であるSDGs達成に向けた取組の推進のため、国が公募した「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」において、環境を軸とした都市の実現及び環境と他分野の連携による課題解決を目指した横浜市の提案が選定されました。
- ◇中区の緑被率は、市平均の28.8パーセントに比べると14パーセントと低く、平均気温も高いため、水や緑の自然環境の保全と創出に向けた取組が必要です。
- ◇国際的な船舶の排出ガス規制強化が進展し、船舶用燃料が従来の重油から排出ガスのクリーンなLNG（液化天然ガス）への転換が進むことで、LNG燃料船の増加が見込まれています。
- ◇廃棄物による環境負荷の低減に向けた取組として「ヨコハマ3R夢（スリム）プラン」を推進しており、循環型社会の実現に向けたごみの減量化など身近な地域や区民一人ひとりの取組も重要です。

《方針1》豊かな生物多様性の実現に向けた水と緑の保全と創造

- みなとみらい21地区などの臨海部における緑地、横浜公園や山下公園などの緑地は利活用を図り、港の見える丘公園、根岸森林公園、本牧山頂公園などの大規模な公園や丘陵地のまとまった斜面緑地、身近な公園や緑地などでは、区内における生き物の貴重な生息・生育環境となる緑の保全を推進します。
- 魅力的な公園整備、施設の緑化の誘導・普及啓発、区民利用施設や学校、道路等の公共空間の緑化を進め、生物多様性の保全にも寄与する身近な緑を創出します。
- 公園愛護会等地域と連携を図り、公園の維持管理や施設の改善等を進めます。
- 水・緑の軸（都市軸）を中心に、まちなかのオープンスペース等への緑化や街路樹の適切な維持管理により、身近なところで四季折々の変化を感じられるような潤いと安らぎのある緑づくりを進めます。
- 大岡川、中村川及び堀川並びに海では、水質向上に努め、生物多様性を高める取組を進めるとともに、親水空間の整備等に取り組み、人々の暮らしに息づき、区民や来街者に親しまれる水辺空間を創出します。
- 事業活動に伴って発生する水質汚濁等の公害抑制に努め、軽減を図ります。

《方針2》脱炭素化に向けたまちづくりの推進

- 環境配慮型のエコモビリティの利用促進や既存建築物のエコリノベーションなど、建物更新等の機会を積極的に捉えた環境への取組を進め、普及啓発を行います。
- 電気自動車、燃料電池車の導入推進や水素ステーションの整備を促進し、次世代自動車の普及促進を図ります。
- 公共交通施設のバリアフリー化や各種交通機関の快適な相互乗換の実現などにより、公共交通の利便性・安全性・快適性の向上を促進します。また、より安全・快適に自転車や徒歩で移動できる環境や仕組みづくりを進め、環境負荷の低減を図ります。
- 太陽光、風力などの再生可能エネルギー利用を促進するとともに、エネルギー利用の抑制、高効率自立分散型電源等の導入などによるエネルギー利用の効率化を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減します。
- 建築環境総合性能評価システム（CASBEE）を横浜用に一部編集したCASBEE横浜を用い、高効率自立分散型電源を導入するなど、エネルギー効率の高い建築物への転換を進めます。また、道路・下水道施設などの長寿命化を図るとともに、施設更新時期を捉え、環境配慮型施設への転換を進めます。
- 河川的环境保全を進めるとともに、公園の整備、屋上・壁面緑化、高度処理水の活用等の環境に配慮した技術の導入により、ヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- 浸水対策や熱中症対策など、気候変動の影響への適応策を推進します。
- 国、事業者等と連携し、横浜港におけるLNGバンカリング拠点の形成に向けた検討を進めます。

《方針3》循環型社会の実現に向けた取組の推進

- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）行動を進め、区民・事業者と連携してゴミを減量し、環境負荷の低減を図ります。
- 区民や事業者の主体的な取組による、まちの美化などの活動を支援します。
- 脱炭素化に向けたまちづくりを持続的に進めるため、環境問題に関する情報提供や人材育成など多様な地域支援を行い、区民が進める環境保全活動を促進します。

《コラム1》 公園愛護会の取組

身近な公園は、地域住民の「庭」であり、区民の共有の財産と言えます。身近な公園の日常的な手入れは、地域住民を中心にボランティアの団体として「公園愛護会」を結成し皆様に協力いただいています。

公園の清掃・除草のほか、花木への水やり、公園利用者へのマナーの呼びかけなどの活動を行っています。



植物の手入れを行う様子

《コラム2》 中区クリーンアップDAY！

これからの中区を美しい、暮らしやすいまちにしていきたいという思いから、自治会町内会、桜木町及び関内周辺の企業、清掃ボランティア団体、行政などが協力して一斉に清掃を行う「中区クリーンアップDAY！」を開催しています。

この取組は、平成19（2007）年に中区制80周年を記念する事業として始まり、毎年5月に開催されています。



清掃を行う参加者の様子

《コラム3》 SDGs（持続可能な開発目標）

平成27（2015）年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、令和12（2030）年に向けた国際社会全体の行動計画が採択され、その中で、169の関連ターゲットを伴う17の目標が掲げられました。この目標がSDGsです。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題であり、持続可能な開発のため、経済・社会・環境の総合的取組に重点が置かれ、地方自治体も含んだ幅広い関係者の連携が重視されています。

横浜市も、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいきます。

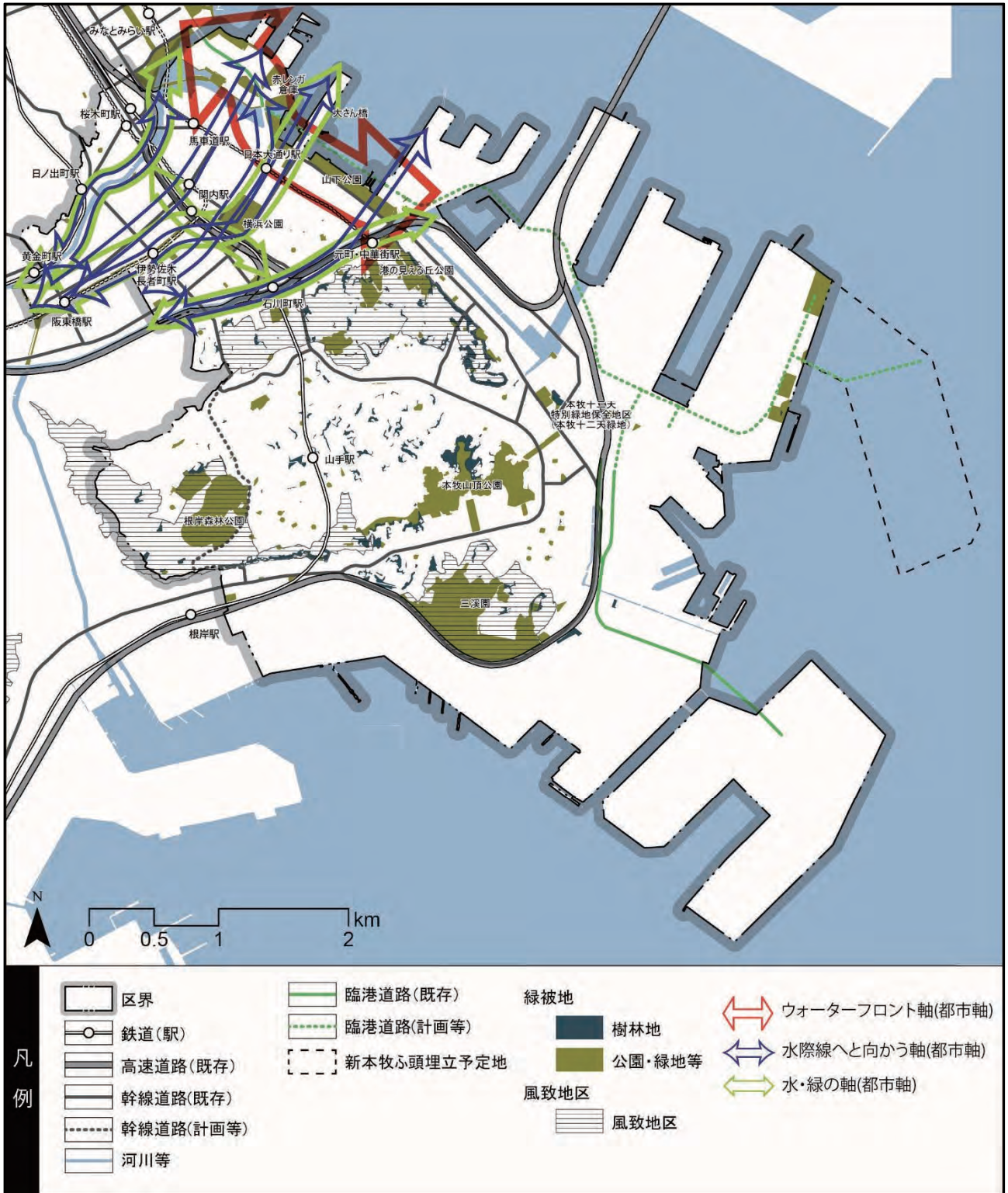
《17の目標》

- 目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- 目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行なう。
- 目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- 目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
- 目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- 目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
- 目標10 [不平等] 各国内及び各国家間の不平等を是正する。
- 目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
- 目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な生産消費形態を確保する。
- 目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- 目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- 目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
- 目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



SDGs ロゴと17のSDGs アイコン

図 2-12 都市環境に関する方針図



出典：平成 25（2013）年度都市計画基礎調査及び横浜市公園緑地配置図（平成 29（2017）年 7 月 1 日）を基に作成